

教育委員会会議提出議案

第18号

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部
を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成31年3月22日

教 育 長

(理由)

福岡県立社会教育総合センター、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立英彦山青年の家及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の青少年教育施設4施設の維持管理及び運営を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定する者に行わせることとする「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を
改正する規則（案）

1 概要

福岡県立社会教育総合センター、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立英彦山青年の家及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の青少年教育施設4施設の維持管理及び運営を地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定する者に行わせることとする「福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

2 改正規則名

- (1) 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則（昭和59年福岡県教育委員会規則第3号）
- (2) 福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則（昭和46年福岡県教育委員会規則第23号）
- (3) 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則（昭和49年福岡県教育委員会規則第9号）

3 施行年月日

平成32年（2020年）4月1日

ただし、指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、施行前においても行うことができる。

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則等の一部を
改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規
則等の一部を改正する規則

(福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則の一部
改正)

第一条 福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則

(昭和五十九年福岡県教育委員会規則第三号) の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理
者の指定等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「条例」という。」を加
え、「第四条第二項及び第百三十六條」を「第二百五條の六及
び第百三十三條の七」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指
定等」に改める。

第二条第二項中「センターの所長及び少年自然の家の所長（以
下「所長」という。）」を「指定管理者」に改め、「認めた場合

は、」の下に「あらかじめ教育委員会の承認を受けて、」を加え、「所長」を「指定管理者」に改める。

第四条から第七条までの規定中「所長」を「指定管理者」に改める。

第八条の見出しを「(利用料金)」に改める。

第八条中「使用料条例」を「の利用料金に関する条例」に、「使用料」を「利用料金」改める。

第九条及び第十条中「所長」を「指定管理者、センターの所長及び少年自然の家の所長」に改める。

第十一条中「所長が定める」を削る。

第十二条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十二条 条例第二百五条の三第一項及び第三百三十三条の四第

一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第二百五条の三第一項第二号及び第三百三十三条の四第

一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なもの
として別に定める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

印

代表者氏名

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第125条の3及び第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

(福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則の一部改正)

第二条 福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定
等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第四条第二項及び第百二十六条」を「第百三十一条の六」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指定等」に改める。

第二条第一項第四号及び第四条中「所長」を「指定管理者」に改める。

第五条中「により」を「を」に、「利用の申込みを」を「指定管理者に提出」に改める。

第六条中「ただちに所長」を「直ちに指定管理者」に改める。

第七条中「所長は、」を「指定管理者は、第五条の」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第八条を削る。

第九条中「シーツ等の洗濯代」を「シーツの洗濯代等の実費」に改め、同条を第八条とする。

第十条中「所長」を「指定管理者、所長」に、「つとめ」を

「努め」に改め、同条を第九条とする。

第十一条中「所長」を「指定管理者、所長」に改め、同条を第十條とする。

第十二条中「所長が定める」を削り、同条を第十一条とする。

第十三条第二項中「所長」を「指定管理者」に改め、「認めた場合は、」の下に「あらかじめ教育委員会の承認を受けて、」を加え、「つど」を「都度」に改め、同条を第十二条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十一条の三第二項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十一条の三第二項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

第十四条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に」に改める。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称 印

代表者氏名 印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第131条の3の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

(福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則の一部改正)

第三条 福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則(昭和四十九年福岡県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則

第一条中「第五号」の下に「。以下「条例」という。」を加え、「第四条第二項及び第三百二十六条」を「第三百三十三条の七」に、「利用等」を「利用、指定管理者の指定等」に改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。

第三条第一項第四号、第五条及び第六条中「所長」を「指定管理者」に改める。

第七条中「ただちに所長」を「直ちに指定管理者」に改める。

第八条中「所長」を「指定管理者」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第九条中「シーツ等の洗濯代」を「シーツの洗濯代等の実費」に改める。

第十条中「所長」を「指定管理者、所長」に、「つとめ」を「努め」に改める。

第十一条中「所長」を「指定管理者、所長」に改める。

第十二条中「所長が定める」を削る。

第十三条中「所長が」を「指定管理者が教育委員会の承認を受けて」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十三條の四第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十三條の四第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 団体の事業、活動内容に関する書類

二 団体の財務状況に関する書類

三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

附則の次に次の様式を加える。

別記様式（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称 印

代表者氏名 印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の福岡県立社会教育総合センター等の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十二条の規定、福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十三条の規定及び福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則第十三条の規定による指定管理者の指定を受けようとする団体の公募その他の指定に関して必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

改正案	現行
<p>福岡県立社会教育総合センター等の利用 指定管理者の指定等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）<u>第二百二十五条の六及び第二百三十三条の七の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センター（以下「センター」という。）及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用、指定管理者の指定等について定めることを目的とする。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。</u></p> <p>第三条（略）</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第四条 センター又は少年自然の家を利用しようとする者は、別に定める利用申込書を、<u>事前に指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>(利用申込みの取消し又は変更)</p> <p>第五条 前項の申込みをした者が、<u>利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに指定管理者にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(利用の承認)</p> <p>第六条 <u>指定管理者は、第四条の利用申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第七条 <u>指定管理者は、前条の承認をした者（以下「利用者」という。）に対して、必要があると認めるときは、その研修等計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</u></p>	<p>福岡県立社会教育総合センター等の利用等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）<u>第四条第二項及び第二百三十六条の規定に基づき、福岡県立社会教育総合センター（以下「センター」という。）及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用等について定めることを目的とする。</u></p> <p>(休所日)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>センターの所長及び少年自然の家の所長（以下「所長」という。）が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、所長がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。</u></p> <p>第三条（略）</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第四条 センター又は少年自然の家を利用しようとする者は、別に定める利用申込書を、<u>事前に所長に提出しなければならない。</u></p> <p>(利用申込みの取消し又は変更)</p> <p>第五条 前項の申込みをした者が、<u>利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに所長にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>(利用の承認)</p> <p>第六条 <u>所長は、第四条の利用申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第七条 <u>所長は、前条の承認をした者（以下「利用者」という。）に対して、必要があると認めるときは、その研修等計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</u></p>

(利用料金)

第八条 利用者は、福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）の定めるところにより、利用料金を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第九条 利用者は、センター及び少年自然の家の諸規程を守り、指定管理者、センターの所長及び少年自然の家の所長その他の職員の指示に従い、利用目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第十条 指定管理者、センターの所長及び少年自然の家の所長は、センター及び少年自然の家の諸規程に違反し、秩序を乱した利用者に対して退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十一条 利用者は、センター及び少年自然の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて滅失又は破損したときは、現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(申請書及び添付書類)

第十二条 条例第百二十五条の三第一項及び第百三十三条の四第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百二十五条の三第一項第二号及び第百三十三条の四第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、センター及び少年自然の家の利用等に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。

(使用料)

第八条 利用者は、福岡県立社会教育総合センター使用料条例（昭和五十八年福岡県条例第二十四号）の定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

(利用者の義務)

第九条 利用者は、センター及び少年自然の家の諸規程を守り、所長その他の職員の指示に従い、利用目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第十条 所長は、センター及び少年自然の家の諸規程に違反し、秩序を乱した利用者に対して退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十一条 利用者は、センター及び少年自然の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて滅失又は破損したときは、現品又は所長が定める相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(新設)

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、センター及び少年自然の家の利用等に関し必要な事項は、所長が別に定める。

新

旧

別記様式（第12条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第125条の3及び第133条の4の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() — ファックス() —

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

改正案	現行
<p>福岡県立英彦山青年の家の利用、指定管理者の指定等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）第百三十一条の六の規定に基づき、福岡県立英彦山青年の家（以下「青年の家」という。）の利用、指定管理者の指定等について定めることを目的とする。</p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第二条 青年の家は、次の各号に掲げる者（以下「研修者」という。）をもつて構成された団体（以下「研修団体」という。）が研修を行なう場合に限り使用させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 勤労青少年 二 学生又は生徒 三 社会教育関係者 四 その他指定管理者が適当と認めた者 <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第四条 指定管理者は、青年の家を利用させるにあたり、必要があると認めるときは、研修団体に研修計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第五条 青年の家を利用しようとするときは、研修団体の責任者は、別に定める研修申込書を、事前に指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>(利用申込みの取消又は変更)</p> <p>第六条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに指定管理者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第七条 指定管理者は、第五条の研修申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。</p>	<p>福岡県立英彦山青年の家の利用等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第五号）第百三十一条の六の規定に基づき、福岡県立英彦山青年の家（以下「青年の家」という。）の利用等について定めることを目的とする。</p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第二条 青年の家は、次の各号に掲げる者（以下「研修者」という。）をもつて構成された団体（以下「研修団体」という。）が研修を行なう場合に限り使用させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 勤労青少年 二 学生又は生徒 三 社会教育関係者 四 その他指定管理者が所長が適当と認めた者 <p>2 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第四条 所長は、青年の家を利用させるにあたり、必要があると認めるときは、研修団体に研修計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第五条 青年の家を利用しようとするときは、研修団体の責任者は、別に定める研修申込書により、事前に利用の申込みをしなければならない。</p> <p>(利用申込みの取消又は変更)</p> <p>第六条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに所長にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第七条 所長は、研修申込書が提出されたときは、すみやかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。</p>

(前條)

(経費の負担)

第八条 利用に要する経費は、食費及びシーツの洗濯代等の実費を除き、無料とする。

(研修者の義務)

第九条 研修者は、青年の家の諸規程を守り、指定管理者、所長その他の職員の指示に従い、研修目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第十条 指定管理者、所長は、青年の家の諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十一条 研修者は、青年の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて破損又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(休所日)

第十二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十一条の三第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十一条の三第一項第一号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 一 団体の財務状況に関する書類
- 二 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、青年の家の利用等に關し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。

(利用承認の保留)

第八条 所長は、第二条第一号及び同条第二号に掲げる研修者の研修団体の利用を優先させるため、同条第三号以下に掲げる研修者の研修団体に対する利用承認の通知を保留することができる。

(経費の負担)

第九条 利用に要する経費は、食費及びシーツ等の洗濯代を除き、無料とする。

(研修者の義務)

第十条 研修者は、青年の家の諸規程を守り、所長その他の職員の指示に従い、研修目的の達成につとめなければならない。

(退所命令)

第十一条 所長は、青年の家の諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十二条 研修者は、青年の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて破損又は亡失したときは、現品又は所長が定める相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(休所日)

第十三条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めた場合は、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、所長がそのつど、あらかじめ日時を公示しなければならない。

(新設)

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、青年の家の利用等に關し必要な事項は、所長が定める。

新

旧

別記様式（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称 印

代表者氏名 印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第131条の3の規定により、次のとおり

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() ー ファックス() ー

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)

改正案	現行
<p>福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用、指定管理者の指定等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号。以下「条例」という。）第百三十三条の七の規定に基づき、福岡県立少年自然の家「玄海の家」（以下「玄海の家」という。）の利用、指定管理者の指定等について定めることを目的とする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、臨時に休所又は開所することができる。ただし、臨時に休所する場合は、指定管理者がその都度、あらかじめ日時を公示しなければならない。</p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第三条 玄海の家は、次の各号に掲げる者（以下「研修者」という。）をもつて構成された団体（以下「研修団体」という。）が団体宿泊活動又は研修等を行う場合に限り使用させるものとする。</p> <p>一 少年（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の児童又は生徒）</p> <p>二 少年教育の指導者</p> <p>三 社会教育関係者</p> <p>四 その他指定管理者が適当と認めた者</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第五条 指定管理者は、玄海の家を利用させるにあたり、必要があると認めるときは、研修団体に研修等計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第六条 玄海の家を利用しようとするときは、研修団体の責任者は、別に定める利用申込書を、事前に指定管理者に提出しなければならない。</p>	<p>福岡県立少年自然の家「玄海の家」の利用等に関する規則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第百三十三条の規定に基づき、福岡県立少年自然の家「玄海の家」（以下「玄海の家」という。）の利用等について定めることを目的とする。</p> <p>(休所日)</p> <p>第二条（略）</p> <p>(受入れの基準)</p> <p>第三条 玄海の家は、次の各号に掲げる者（以下「研修者」という。）をもつて構成された団体（以下「研修団体」という。）が団体宿泊活動又は研修等を行う場合に限り使用させるものとする。</p> <p>一 少年（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）の児童又は生徒）</p> <p>二 少年教育の指導者</p> <p>三 社会教育関係者</p> <p>四 その他所長が適当と認めた者</p> <p>2 （略）</p> <p>第四条（略）</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第五条 所長は、玄海の家を利用させるにあたり、必要があると認めるときは、研修団体に研修等計画を変更させ、又は利用を制限することができる。</p> <p>(利用申込み)</p> <p>第六条 玄海の家を利用しようとするときは、研修団体の責任者は、別に定める利用申込書を、事前に所長に提出しなければならない。</p>

(利用申込みの取消し又は変更)

第七条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、直ちに指定管理者にその旨を通知しなければならない。

(利用の承認)

第八条 指定管理者は、第六条の利用申込書が提出されたときは、速やかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。

(経費の負担)

第九条 利用に要する経費は、食費及びシーツの洗濯代等の実費を除き、無料とする。

(研修者の義務)

第十条 研修者は、玄海の家の諸規程を守り、指定管理者、所長その他の職員の指示に従い、研修目的の達成に努めなければならない。

(退所命令)

第十一条 指定管理者、所長は、玄海の家の諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十二条 研修者又は研修団体は、玄海の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて破損又は亡失したときは、現品又は相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(申請書及び添付書類)

第十三条 条例第百三十三条の四第一項の教育委員会規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第百三十三条の四第一項第二号の教育委員会で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 団体の事業、活動内容に関する書類
- 二 団体の財務状況に関する書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして別に定める書類

(補則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、玄海の家の利用等に關し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定める。

(利用申込みの取消し又は変更)

第七条 前条の申込みをした者が、利用を中止し、又は利用内容を変更しようとするときは、ただちに所長にその旨を通知しなければならない。

(利用の承認)

第八条 所長は、第六条の利用申込書が提出されたときは、すみやかにこれを審査して利用の承認又は不承認を決定し、申込者に通知しなければならない。

(経費の負担)

第九条 利用に要する経費は、食費及びシーツ等の洗濯代を除き、無料とする。

(研修者の義務)

第十条 研修者は、玄海の家の諸規程を守り、所長その他の職員の指示に従い、研修目的の達成につとめなければならない。

(退所命令)

第十一条 所長は、玄海の家の諸規程に違反し、秩序を乱した研修者に対し、退所を命ずることができる。

(弁償責任)

第十二条 研修者又は研修団体は、玄海の家の施設、設備又は物品を故意又は重大な過失によつて破損又は亡失したときは、現品又は所長が定める相当の代価をもつて弁償しなければならない。

(新設)

(補則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、玄海の家の利用等に關し必要な事項は、所長が別に定める。

新

旧

別記様式（第13条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体名称

代表者氏名

印

印

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第13条の4の規定により、次のとおり

指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

公の施設の名称	
公の施設の所在地	
担当部署名	
担当者職名・氏名	
担当者連絡先	電話() ー ファックス() ー

添付書類

1 事業計画書

(※ 添付書類は、必要に応じて追加すること。)